自家用自動車通勤管理規程

株式会社

第１条　（目　的）

　　　　この規程は、自家用自動車を使用し、通勤する場合の要件及び管理等に関

する事項を定め、自家用車による通勤（以下、自動車通勤という）中の安全

を図ることを目的とする。

第２条　（自動車の定義）

　　　　この規程で自動車とは、従業員が所有あるいは占有し、道路交通法に規定す

る｢運転免許を要する自動車（自動二輪車を含む）及び原動機付自転車｣をいう。

第３条　（申請・許可）

　　　　自動車通勤を希望する者は次の書類を提出して申請し、許可を受けなければ

ならない。

１.自動車通勤許可申請書

1. 本人自筆の誓約書
2. 保険証書の写し
3. その他会社が指定する書類

第４条 （許可の基準）

　　 　 自動車通勤の許可の基準は次のとおりとする。

1. 運転経験が3年以上あり、過去1年間交通事故及び重大な違反を起こしていないこと
2. 通勤のための公共交通機関がないこと、あるいは公共交通機関を利用した場合以上の利便性が明白であること
3. 自動車損害賠償責任保険に加入していること
4. 以下の条件を満たした自動車保険（任意）に加入していること

対人保険 無制限

対物保険 １０００万円以上

搭乗者保険 ５００万円以上

第５条　（許可証の交付）

　　　　会社は、第３条の申請及び第４条の許可基準に基づき審査の上、自動車通勤

を許可した者（以下｢自動車通勤者｣という）に対し、「自動車通勤許可証」を

交付する。

1. 自動車通勤者は、前項の許可証を通勤車両の車内外から容易に確認できる場所に表示しておかなければならない。
2. 許可証の有効期間は、第４条の４に定める保険の満期日までとする。

第６条 （届 出）

自動車通勤者は、次のいずれかに該当するときは、会社に書面にて遅滞なく

届出なければならない。

1. 買替え等により、車両の変更があったとき
2. 通勤経路を変更したとき
3. 自動車通勤をやめるとき若しくはやめたとき
4. 交通事故、交通違反があった場合

第７条 （不許可・許可の取り消し）

会社は、自動車通勤者が次の各号の一に該当するときは、自動車通勤の許可

を与えない、あるいは既に与えた許可を取り消すものとする。

1. 交通違反件数が多く、あるいは飲酒運転など通常運転者が有すべき倫理が欠如した悪質な法違反の事実が明らかになったとき
2. 正常な運転を維持できない健康若しくは精神状態にあるとき
3. 遅刻が多く、通勤途上の運転に要する注意が憂慮、懸念されるとき
4. 指定駐車位置への駐車が再三の注意にもかかわらず守られていないとき
5. 届出・提出書類に変更事由があったにも係らず申告されていないとき
6. 第４条の４に定める保険契約に変更または解除した場合
7. その他道路交通法及び関係諸法令、当該規程に違反する行為があったとき

第８条 （運転禁止）

次の各号の一に該当する場合は車輌の運転を禁ずる。また、情状によっては

許可を取り消すことがある

１．飲酒したとき

２．免許証を携帯していないとき

３．疾病・過労等により正常な運転を維持できない状態にあるとき

４．遅刻が予想され通常運転に要する正常な注意義務を払えないとき

５．車輌を停止させず携帯電話、自動車電話その他無線通信装置を通話の為に

使用するとき。もしくは画像による道路探査表示用装置を運転中に注視し、

運転に要する正常な注意義務を払えないとき

６．天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき

７．その他道路交通法及び関係諸法令、当該規程が禁止している事項にあたるとき

第９条　（業務上使用の禁止）

　　　　自動車通勤者は、業務のために自己の自動車を使用してはならない。

　　　ただし、会社の許可を得た場合は別に定める｢私有車の業務上利用に関する規程｣

を準用する。

第１０条　（社名使用の禁止）

　　　　　自動車体に会社の名称・屋号等の記載、塗装、会社の名称やロゴマークの

印刷されたステッカー等を貼付するなど、外観上会社所有と推測推定できる

ような仕様を施し、走行してはならない。

第１１条　（運転権委譲等の禁止）

　　　　　自動車を他の従業員に運転させてはならない。またやむを得ない理由を除

き他の者を同乗させてはならない

第１２条 （許可証の返還）

第５条の規定により既に与えた許可を取り消した場合は遅滞なく許可証を

返還するものとする。許可証の承継はできない。

第１３条 （駐　車）

　　　　　自動車通勤者は、自動車を会社が指定した場所以外に駐車してはならない。

1. 自動車通勤者は、駐車中の盗難、破損に各自必要な注意をしなければならない。
2. 駐車中に生じた車両及び車内の盗難、破損、天災等の事故について、会社は一切補償を行わない
3. 駐車を許可された場合であっても、その後会社の都合により設備の拡縮等、駐車場の廃止ないし縮小に至ったときは、直ちに所定の場所を明渡すものとし新たに会社が指定した場所に駐車すること。

第１４条 （安全運転）

自動車通勤者は、道路交通法及び関係諸法令を遵守し、運転マナーに留意

して安全運転を行わなければならない。

第１５条 （運転者の事故責任）

　　　　 自動車通勤者が運転中に起こした事故については、会社は一切責任を負わない。

1. 駐車中に生じた車両及び車内の盗難、破損、天災等の事故について、会社は

一切責任を負わない。

第１６条 （会社の求償権及び懲戒）

自動車通勤者が事故を起こし、それによって会社が損害を受けたときは、会

社は本人に対し、その損害を請求し、懲戒処分をすることがある。

第１７条 （通勤に対する補助）

会社は、自動車通勤者に対して補助は行わない。但し、賃金規程に定めら

れた通勤手当は除くものとする。

付　　　則

１．この規程は、平成　　年　　月　　日から施行する。

**誓 約 書**

この度、自家用自動車を通勤に利用するにあたっては、「自家用自動車通勤管理規程」

の内容を十分に理解し、これに違反することのないよう 自動車通勤を行うことを

ここに誓約をいたします。

これに違反し、もしくは相違のあった場合には、自家用自動車通勤の許可を取り消

されても異議を申し立てません。

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役 　　　 殿

誓 約 者

　　 住 所

　　 氏 名 　　　　 印